令和7年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：　　令和8年7月 31 日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.2%
全職員	72.2%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（1）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	99.6%
本庁課長補佐相当職	―
本庁係長相当職	100.7%

（2）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	96.4%
31～35年	97.0%
26～30年	100.4%
21～25年	97.5%
16～20年	97.5%
11～15年	86.1%
6～10年	86.2%
1～5年	80.4%

【説明欄】
・任期の定めのない常勤職員においては、男性職員が扶養手当の 74%、住居手当の 67%を受給していることが給与の差異に表れている。
・・女性職員のうち、約 66%を会計年度任用職員が占めているため、全職員で比較すると男女の給与差が大きくなっている。
・課長補佐相当職に該当する役職がないため記載無し。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	26.7%

【説明欄】
2026 年4月時点の女性管理職：24 人（総管理職：90 人）

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	30.8%
本庁課長相当職	25.0%
本庁課長補佐相当職	―
本庁係長相当職	34.4%

【説明欄】
本庁部局長・次長相当職　女性職員：　8 人（総職員 26 人）
本庁課長相当職　　女性職員：16 人（総職員 64 人）
本庁係長相当職　　女性職員：77 人（総職員 224 人）

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

（1）常勤職員

区分	令和7年度
男性	63.6%
女性	100%

（2）会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	18.1%	0%	50%	8.3%
1月超3月以下	13.6%	0%	50%	16.6%
3月超6月以下	27.2%	0%	0%	25%
6月超9月以下	0%	9%	0%	41.6%
9月超 12 月以下	4.5%	54.5%	0%	8.3%
12 月超 24 月以下	0%	18.1%	0%	0%
24 月超	0%	18.1%	－	－

【説明欄】
常勤職員(男性) 取得可能人数 22 人 取得人数 14 人
常勤職員(女性) 取得可能人数 11 人 取得人数 11 人
会計年度任用職員(男性) 取得可能人数 2 人 取得人数2人
会計年度任用職員(女性) 取得可能人数 12 人 取得人数 12 人

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	20 時間／月
内部部局等以外	12.5 時間／月

【説明欄】
内部部局等とは市長部局、内部部局等以外とは市長部局以外の部局